

銃砲刀剣類所持許可に係る申請手数料の免除について (通達)

平成 19 年 12 月 20 日

熊生環第 1083 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）に基づく銃砲刀剣類の所持許可等については、熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号。以下「手数料条例」という。）第 2 条第 1 項第 361 号から同条第 370 号において、各手続ごとの手数料が定められている。

これまで、消防本部又は消防署から、救助隊が備え付ける救命索発射銃の所持許可等申請があった場合には、所定の手数料を徴してきたところであるが、救命索発射銃は、災害時等において人命救助という公益目的を達するため、総務省令の定めるところによりすべての救助隊に備えることとされているものである。

これらの事情にかんがみ、平成 20 年 1 月 1 日以降は、手数料条例第 6 条及び平成 12 年 3 月 31 日熊本県告示第 323 号（熊本県手数料条例に基づく手数料の減免等の事務の委任）に基づき、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防機関から救命索発射銃の所持許可等申請があった場合には、手数料条例第 2 条第 1 項第 361 号、第 366 号及び第 367 号に規定する申請手数料の徴収を免除することとしたので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、免除を決定するに当たっては、公印などにより消防機関からの申請であることを確認するほか、具体的運用に関し疑義が生じた場合は警察本部生活環境課長を経由して協議するなど、慎重かつ適正な運用に努められたい。